

ONHK情報公開規程〔 制定 会長指示 平成 13. 6. 12 〕

改正 会長指示（平成16. 12. 21）平成17年 4月 1日施行
視聴者総局長指示（平成23. 6. 6）平成23年 6月30日施行
会長指示（平成26. 1. 14）平成26年 4月 1日施行
会長指示（平成27. 7. 28）平成27年 8月 1日施行
会長指示（2019. 12. 24）2020年 1月 1日施行

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 情報提供（第4条－第5条）
- 第3章 情報開示（第6条－第16条）
- 第4章 再検討の求め（第17条－第22条）
- 第5章 補則（第23条－第26条）
- 付 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、NHK情報公開基準に基づき情報公開を円滑に実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「情報提供」とは、自ら情報を積極的に公開することをいう。
2 この規程において「情報開示」とは、開示の求めに応じて文書を開示することをいう。

（対象文書）

第3条 開示の求めの対象となる文書は、NHK役職員が業務上共用するものとして保有している文書（電磁的に記録されたものを含む。）とする。ただし、次に掲げるものについては、開示の求めの対象外とする。

- 一 放送番組および放送番組の編集に関する情報を記録したもの（別表1）
- 二 書籍、雑誌等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 三 歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料としてNHK放送博物館等において特別の管理がされているもの

第2章 情報提供

（提供する情報）

第4条 情報提供にあたっては、NHKの事業活動全般にわたる情報を提供するものとし、前条各号に規定する開示の求めの対象外情報についても可能な範囲で提供するよう努める。

2 前項に規定するNHKの事業活動全般にわたる情報には、放送法第84条の2第1項に基づく総務省令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって同項に基づく総務省令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。

- 一 NHKの組織、業務および財務に関する基礎的な情報
- 二 NHKの組織、業務および財務についての評価及び監査に関する情報
- 三 NHKの出資又は拠出に係る法人その他の同項第3号に基づく総務省令で定める法人に関する基礎的な情報

(情報提供の手段)

第5条 情報提供は、視聴者の利便性に配慮しつつ、情報の内容に応じて、次に掲げる手段により行う。

- 一 NHKの行う放送
- 二 次に掲げる場所への文書の備え置き
 - ア NHK放送センター
 - イ 全国の拠点放送局および放送局
- 三 日刊新聞紙への掲載、印刷物の発行等
- 四 インターネットホームページへの掲載
- 五 電話等による問い合わせへの回答
- 六 NHK施設の公開
- 七 その他適切な手段

第3章 情報開示

(開示の求めのできる者)

第6条 開示の求めのできる者は、NHKの放送の視聴者とする。

(開示の求めの受付)

第7条 開示の求めの受け付けにあたっては、開示の求めを行う者に対し、次に掲げる事項を日本語で記載した書面（以下「開示の求めの書面」という。）を持参しまたは郵送（日本国内郵便）で提出するよう求める。

- 一 名前および住所（法人その他の団体にあつては、名称、開示の求めを行う者の名前および事務所または事業所の所在地）
 - 二 開示の求めに係る文書名または内容
 - 三 第13条第1項に規定する開示方法のうち、希望する開示方法
- 2 開示の求めの書面において、開示を求める文書を特定するために必要な事項の記載が十分ではないと判断したときまたは第1項に規定する記載事項に不備があると認めるときは、開示の求めを行った者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合においては、補正の参考となる情報を提供するよう努める。
- 3 開示の求めの目的が他人の権利を侵害する等不正または不当なものであると明らかに認められる場合には、開示の求めを受け付けないものとする。
- 4 開示の求めは、次に掲げる場所で受け付ける。
- 一 NHK放送センター
 - 二 全国の拠点放送局および放送局

(文書の開示)

第8条 第3条に規定する開示の求めの対象となる文書について開示の求めがあつたときは、開示の求めに係る文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、当該文書を開示するものとする。

- 一 争訟、交渉、契約、調査、研究、人事、労務、経理その他の事務または事業に関する情報であつて、開示することにより、NHKの権利利益、地位もしくは事業活動に支障を及ぼすおそれがあるもの、または特定の者に利益もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- 二 NHK内の審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、その審議、検討または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるもの
 - 三 個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の情報であって、当該情報に含まれる名前その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの
 - 四 NHK以外の法人および任意団体その他の法人格のない団体（以下「法人等」と総称する。）または個人事業主に関する情報であって、開示することにより、当該法人等または当該個人事業主の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるもの
 - 五 施設・設備の配置に関する情報その他開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - 六 契約によりNHKが守秘義務を課せられているもの、または契約の相手方が開示を承諾しない契約書
- 2 前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる情報については、不開示情報に該当しないものとして扱う。
- 一 すでに公にされ何人も知り得る状態に置かれているものまたはそれに準ずる状態に置かれているとみなすことができるもの
 - 二 NHK役職員個人に関する情報であって、開示の求めに係る文書を開示することにより特定の個人を識別することができるものであっても、当該個人の権利利益を害するおそれがないと明白に判断できるもの

（文書の部分開示）

第9条 開示の求めに係る文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示の求めを行った者に対し、当該部分を除いた部分を開示する。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（存否情報の扱い）

第10条 開示の求めに対し、当該開示の求めに係る文書が存在しているか否かをこたえるだけで、不開示情報を開示することになるときは、当該文書の存否を明らかにしないで当該開示の求めを拒むことができる。

（開示の求めに対する措置）

- 第11条** 開示の求めに係る文書が開示の求めの対象外文書であることが判明したときは、開示の求めを行った者に対し、その理由を付して書面により連絡する。
- 2 開示の求めに係る文書が開示の求めの対象となる文書の場合は、当該求めがあった日から30日以内に、開示・不開示等の判断を行うものとする。ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間には含めない。
 - 3 前項の規定により開示・不開示等の判断を行ったときは、開示の求めを行った者に対し、その判断の結果を書面により連絡する。
 - 4 前項の場合において、当該文書の全部または一部を不開示とする判断を行ったときは、その理由をあわせて連絡する。
 - 5 開示の求めに係る文書が著しく大量である等の事務処理上の困難その他正当な理由があるときおよび次条第3項の規定に基づき第三者が再検討の求めを行ったときは、第2項に規定する期間を必要に応じて延長することができる。ただし、開示の求めに係る文書が著しく大量である場合においては、当該求めに係る文書のうちの主要なものについて30日以内に開示・不開示等の判断を行い、残りの文書については相当の期間内に開示・不開示等の判断を行うものとする。
 - 6 前項の場合においては、開示の求めを行った者に対し、延長する期間および延長の理由を書面により連絡する。

(第三者保護手続き)

- 第12条** NHK以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている文書または第三者から取得した文書について、当該文書の全部もしくは一部を開示しようとする場合は、当該第三者に対し、その旨を連絡し、連絡を受けた日から2週間以内に意見書を提出するよう求める。ただし、開示しようとする文書もしくはその内容がすでに公にされ何人も知り得る状態に置かれているときまたはそれに準ずる状態に置かれているとみなすことができるときは、この限りでない。
- 2 前項の文書について開示・不開示等の判断を行うにあたっては、当該第三者から提出された意見書の内容を考慮する。
 - 3 当該第三者が当該文書の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、なおNHKが当該文書を開示するとの判断を行おうとするときは、反対意見書を提出した第三者に対し、開示の判断を行う旨およびその理由ならびに当該連絡を受けた日から2週間以内に再検討の求めができる旨を直ちに書面により連絡する。
 - 4 前項の開示の判断は、当該第三者からの再検討の求めがなかった場合に行う。

(文書の開示の実施)

- 第13条** 文書の開示は、次に掲げる日から2週間以内に、当該文書の閲覧またはコピーの提供により行う。ただし、電磁的に記録されたものについては、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧またはコピーの提供により行う。
- 一 開示の求めを行った者が第11条第3項に基づく開示の判断結果の連絡を受けた日
 - 二 第17条に規定する再検討の求めを行った者が第22条第1項に基づく開示の判断結果の連絡を受けた日
- 2 閲覧の方法による文書の開示の場合、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第9条に規定する文書の部分開示を行うときその他正当な理由があるときは、そのコピーにより、これを行うことができる。
 - 3 文書の開示にあたっては、開示の求めを行った者に対し、開示により得た情報を適正に用いるよう求める。

(情報の提供)

- 第14条** 開示の求めの対象文書が不存在その他の場合でも、開示の求めの趣旨を汲み取り、可能な範囲で情報の提供に努める。

(費用の負担)

- 第15条** 開示の求めにあたって発生する手数料(以下「開示の求め手数料」という。)は開示の求めに係る文書1件につき300円(税込)とし、開示の求めを行う者が当該開示の求めを行うときに、支払いを求める。
- 2 次の各号のいずれかに該当する複数の文書の開示の求めは、1件の文書とみなす。
 - 一 ひとつの文書にまとめられた複数の文書
 - 二 相互に密接な関連を有する複数の文書
 - 3 開示の実施にあたって発生する手数料(以下「開示実施手数料」という。)は、コピーに要する費用とし、料額は別表2のとおりとする。ただし、当該費用が当該開示の求め手数料に達するまでは無料とし、これを超えるときは、開示の求め手数料を控除した額を開示実施手数料とする。
 - 4 開示の実施を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送に要する費用を納付して、文書のコピーの郵送を求めることができる。

(開示実施手数料の減免)

- 第16条** 開示を受ける者に経済的困難その他特別の理由があるとNHKが認めるときは、開示実施手数料を減額または免除する場合がある。
- 2 前項において、開示実施手数料の減額または免除を求める者は、開示の求めを行うにあたり、前項の事由を記載した所定の申請書および減額または免除の理由に係る事実を証明する書面を提出し

なければならない。

- 3 第1項において、経済的困難のため開示実施手数料を減額または免除するときは、開示の求めに係る文書1件につき2,000円を限度とする。

第4章 再検討の求め

(再検討の求め)

第17条 開示の求めに対してNHKが行った開示・不開示等の判断について、当該求めを行った者は、次に掲げる期間内に、NHKに対して再検討の求めを行うことができる。

- 一 文書の開示を行わない判断結果の連絡を受けた場合は、当該連絡を受けた日から2週間以内
- 二 文書の一部のみの開示を行う判断結果の連絡を受けた場合は、当該文書の開示を受けた日から2週間以内

(再検討の求めの受付)

第18条 再検討の求めの受け付けにあたっては、再検討の求めを行う者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を持参しまたは郵送で提出するよう求める。

- 一 名前および住所（法人その他の団体にあつては、名称、開示の求めを行う者の名前および事務所または事業所の所在地）
 - 二 再検討の求めに係る文書名または内容
 - 三 再検討を求める理由
- 2 再検討の求めは、第7条第4項に掲げる場所で受け付ける。

(NHK情報公開・個人情報保護審議委員会への意見の求め)

第19条 再検討の求めがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、再検討の求めに係るNHKの見解を付して、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会（以下「審議委員会」という。）の意見を求める。

- 一 再検討の求めが手続き上不備のため受け付けないとき。
- 二 開示・不開示等の判断（開示の求めに係る文書の全部を開示する判断を除く。）を取り消しまたは変更し、当該再検討の求めに係る文書の全部を開示するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 当該再検討の求めに係る文書に第三者に関する情報が記録されている場合
 - イ 当該再検討の求めに係る文書が第三者から取得した文書の場合
- 三 第12条第3項に規定する再検討の求めの場合において、文書の全部または一部を開示しようとする判断を取り消しまたは変更し、当該再検討の求めに係る文書の全部を不開示とするとき。

(意見を求めた旨の連絡)

第20条 前条の規定により意見を求めたときは、再検討の求めを行った者に対し、その旨を書面により連絡する。

(審議委員会の意見の尊重)

第21条 NHKは、審議委員会の意見を尊重して、再検討の求めに対する開示・不開示等の判断を行う。

(再検討の求めに対する措置)

第22条 前条の規定により開示・不開示等の判断を行ったときは、再検討の求めを行った者に対し、審議委員会の意見を付して、その判断の結果を直ちに書面により連絡する。

- 2 前項の場合において、次に掲げる開示・不開示等の判断については、その理由をあわせて連絡する。

- 一 第17条に規定する再検討の求めに係る文書の全部または一部を不開示とする判断
- 二 第12条第3項に規定する再検討の求めに係る文書の全部または一部を開示する判断

第5章 補則

(文書管理)

第23条 情報開示を円滑かつ的確に実施できるよう、適正な文書管理にいつそう努める。

(開示の求めを行う者の利便に資する情報の提供)

第24条 開示の求めを行う者の利便に資するよう、開示の求めを受け付ける場所において、文書目録等必要な情報の提供に努める。

(実施状況の公表)

第25条 この規程に基づく情報公開の実施状況については、適宜、公表するとともに、業務報告書に記載する。

(変更)

第26条 情報公開の実施状況、社会の動向等を踏まえ、適宜、この規程を見直すものとする。
2 この規程を変更した場合は、遅滞なく公表する。

付 則 (平成13年6月12日)

(施行期日)

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

付 則 (平成16年12月21日)

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年6月6日)

(施行期日)

この規程は、平成23年6月30日から施行する。

付 則 (平成26年1月14日)

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年7月28日)

(施行期日)

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

付 則 (2019年12月24日)

(施行期日)

この規程は、2020年1月1日から施行する。

別表 1

ア	放送番組を記録したテープ、ハードディスク、DVDその他の媒体
イ	放送番組の素材を記録したテープ、ハードディスク、DVDその他の媒体
ウ	個々の放送番組の企画、取材、収録、中継その他の制作業務を行う目的で作成し または取得した文書
エ	放送番組の編成または開発（以下「編成等」という。）を行う目的で作成し または取得した文書
オ	放送番組の全般または一分野について、内容、制作工程等を規律する目的で作成 しまたは取得した文書
カ	放送番組の制作または編成等を円滑に行う目的で、連絡、協議等のために作成し または取得した文書
キ	放送番組の制作または編成等に従事する要員の配置または業務分担に関する事項 を記載した文書
ク	放送番組の制作または編成等に使用する設備、機材、システム等の運用に関する 事項を記載した文書
ケ	放送番組の制作または編成等の経費に関する事項を記載した文書
コ	その他アからケまでに掲げる媒体または文書に記録された情報に準ずる情報を記 録したもの

別表 2

白黒コピー	1枚につき10円
カラーコピー	1枚につき50円

※ なお、郵送料は別途実費の支払いを求める。